



平成22年5月14日

## ヒトES細胞等からの生殖細胞の作成に関する指針の公布及び説明会の開催について

文部科学省は、ヒトES細胞、ヒトiPS細胞及びヒト組織幹細胞（以下「ヒトES細胞等」という。）からの生殖細胞の作成に関し、「ヒトES細胞の使用に関する指針」及び「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」の改正並びに「ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」を本年5月20日（木）に公布し、同日に施行することになりましたので、お知らせします。

また、これらの指針について、文部科学省では、主に生殖細胞作成研究を行おうとする研究者等を対象とした説明会を開催いたします。

### 1. 指針の公布について

ヒトES細胞等からの生殖細胞の作成については、これまで「ヒトES細胞の使用に関する指針」などにより禁止されていましたが、これを容認するための関係指針案について、本年4月27日に総合科学技術会議から妥当とする旨の答申が出されたところです。

これを受け、5月20日に「ヒトES細胞の使用に関する指針」及び「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」の改正並びに「ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」を公布とともに施行します。

なお、生殖細胞作成研究を実施する際の届出手続の留意点や様式等について記載した研究機関用の「手引き」を現在作成中であり、今後、公布までに文部科学省HP「ライフサイエンスの広場」([http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/hito\\_es.html](http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/hito_es.html))に掲載予定です。

### 2. 説明会の開催について

指針の公布・施行に伴い、ヒトES細胞等からの生殖細胞作成研究を行おうとする研究者等を対象として、その際の手続等に関する説明会を、以下のとおり開催します。

- ・日時：平成22年5月25日（火）14：00～15：30
- ・場所：文部科学省17階研究振興局会議室
- ・説明内容：指針の概要、指針に基づく手続（届出等）にあたっての留意点等
- ・申込方法：

所属、役職、氏名、郵便番号、住所、電話・FAX番号、メールアドレスを下記連絡先まで御連絡ください。参加希望者数によっては、参加人数を調整させていただきます。

#### <お問い合わせ先>

研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室 近藤、朝比奈  
電話：03-5253-4111(内線4108) FAX：03-6734-4114 e-mail：ethics@mext.go.jp